拓水

題字は　県漁連三浦会長

5月号

No. 212

発行所
兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県水産業改良普及協会
〒652
神戸市兵庫区新在家町1.
発行人　三浦清太郎
TEL 671-6685・681-6954
編集　拓水編集委員会
一部　10円

沿岸漁場の整備開発に総力

四十九年度 水産試験場事業計画について

兵庫県立水産試験場長　井沢　康夫

昨年、中東戦争に端を発した石油危機は、我国の経済に大きな打撃を与へ、経済はインフレに指向し、今後の行手はいよいよ多難を思わせるのであるが、その上に食糧危機も世界的規模において、いつ発生するか云々されており、自給率五〇%を割る我国は、根本的な食糧政策の転換を迫まられている。その中で、水産物の役割は大きくクローズアップされるのであるが、これ又本年の六月に開催予定の国連海洋法会議では、漁業専管区域の二〇〇浬案が大勢を制しているところから二〇〇浬案が決議されることになれば、我国の海外漁業は、その過半を失うことになって、我が国の食料事情は更に窮迫の度を加えることになってしまう。これを救う方途は、海外漁場に頼よれないとすれば、沿岸から必要量を漁獲するより道はなくなるわけで、国として、今回、沿岸漁場整備開発法を急きよ制定し、沿岸を高度に活用しようという姿勢を取ったのである。

沿岸漁業の新しい方向として、栽培漁業がこの一〇年来進められているが、クルマエビ及びガザミ以外にはなほこれからの技術開発を俟たねばならない現状であり最も期待する魚類については、マダイがやっとその緒についたばかりで、栽培漁業による資源増強、漁獲向上については、なほしばらくの時間が必要である。

しかし水産をとりまく情勢は、国としても、県としても、対処に急を要するのであって、水産試験場もこれに応じなければならないが、本年度、この情勢に対処する新しい研究課題はあるかといへば、特に目新しい課題はなく、従前の継続のものばかりであるが、これは従前からの課題の成果が十分に挙るならば、これらに対処しうると考へているからである。

水産試験場としては、各々の課題に全力を挙げて取組んでゆくだけである。

本年度の主な試験研究計画の大要は次のとほりである。

内海側について

一、公害関係調査研究

PCB、水銀等に対する監視のための調査は、本年も引続いて実施し、水産物に対する蓄積について検討を加えてゆく。

又、赤汐発生予察についての調査は、関係市町、漁協組等の監視体制も本年は更に整備されるので、それらの観測をも十分に利用して赤汐予測の精度を高めるよう努力したい。その他、環境調査、公害事例の調査等についても可能な限り実施してゆく。

二、増養殖、栽培漁業の技術開発

沿岸漁業に活を入れるのは増養殖、栽培漁業の技術開発であるが、一番期待されておりながらまだ緒についたばかりである。魚類種苗生産技術と放流技術の確立について、本年は、マダイを中心にして努力してゆきたい。魚類種苗生産技術のネックは初期餌料の開発につきると考へられるので動物プランクトン量産に焦点をおいて努力し、放流技術の確立については、瀬戸内海栽培協会から配布されるマダイとガザミについて放流技術の開発を図ってゆく。

ハマチ養殖に関する試験については、昨年に引続いて病気―餌料性疾患及び類結節症について防除対策の研究を進めてゆくが、養殖全般についても適宜指導を実施する。

のり養殖については、試験研究は、芽イタミ症について病因の究明につとめると共に、生産指導についても安定対策協議会を通じて努力してゆくつもりである。

三、水産資源調査研究

浅海の大きな生産力に対応する資源研究は、特に資源と環境それも互にからみ合った生物相互の関係を明かにすることが、栽培漁業を確立してゆくためにも重要なことは論をまたないのであるが、現状は十分な取組みをしていない。本年は前述したマダイの放流技術開発の試験と相まって、内海東部マダイの資源生態調査を予備的ではあるが、和歌山、徳島両県と協同して進めることにしている。

又、水産資源の維持培養をはかるために、県下に稚魚育成漁場が造成され、各所には魚礁が設置されているので、これらの生物とのからみ合いを調査研究して今後の有効な沿岸漁場づくりの基礎としたいと考えている。

漁船漁業の安定（但馬）

四、水産種苗生産事業

本年、クルマエビ種苗一、三〇〇万尾、ガザミ種苗四〇万尾、ワカメ種糸三、五万米、を目標に生産し、適地に放流及び配布することにしている。

五、内水面関係の事業並びに試験

内水面漁業の今後の振興策については、昨年度種々の調査を実施し検討を加えたが、本年度から国の内水面総合振興対策事業の指定を受けて、事業実施に入ることになった。本年度は調査が主体であるが、本県としてアユ資源の増強を中心に計画を進めることにし、アユ種苗生産所設置の準備を進めたい。

なほコイの種苗生産、配布事業は例年どおりであり、又、アユ種苗生産試験は本年も引続いて行い、技術の安定化を図りたい。

（内海）栽培漁業の確立

四、水産加工試験

昨年は加工向冷凍原料の解凍試験を、解凍装置を作り実施して、実用に供しうる成果を得たものと考えているが、本年は、業界から要望の強い、冷風乾燥試験を実施することにしている、これが完成すれば但馬地区水産加工の年間操業が期待されるところである。

以上本年度水産試験場業務計画の大要を記した。

水産の重要性は、今後従来にもまして加わってくることが期待されるので、水産試験場の責務も大きくなる。関係各位の御協力と御叱声を御願いする次第である。

但馬側について

但馬の海には、未だ汚染が殆どない。日本海の地形を考えると一たび汚染が進行すると一挙に汚れてしまうであらうから、環境保全には、十分なる配慮がなされねばならない。日本海にも昨年から栽培漁業を本格的に進めるため、新潟、石川、福井、など五県が種苗センター施設の建設に着手した。漸次その他の府県もそれに従ってゆくことにならうが、本県の現状では、漁船漁業の安定を図ること従来なほざりにされていた沿岸資源活用を進めることも等を中心に取組んでゆくつもりである。

一、沖合スルメイカ漁業の安定化

沖合スルメイカ漁業は安定化を図る時期に入ったが、操業経費の過多、競争、燃油の高騰などいよいよ困難な時代に入ったが、水試としては、各県と協力して漁海況及び資源の調査を実施して、漁海況予報精度向上の面から安定に寄与したい。又スルメイカに代りうるものではないがソデイカ漁場の開発にも努力したい。

二、底曳漁業試験

試験船新但馬丸でスターン式漁法を過去数年試験してきたが、昨年までの試験によってほぼ従来の漁法と大差ない漁獲を揚げる漁具漁法の改良が終ったので、本年は更に能率向上を図るよう網の改良を重ねるとともに、スターン式漁法の積極的普及を図ってゆきたい

三、沿岸資源の開発

但馬では所謂磯魚の利用が等閑視されておるので、この利用を図るために、昨年から磯魚の資源を調査してきているが、本年も引続いて調査を行い、磯魚を対象にした沿岸漁業の成立を図るようにしたい。

海上電機が皆様に贈る新製品
小型漁船からレジャボートに友達が一人増えました
これからの海に是非お供させて下さい
フイッシュパイロット
Z－1・マークII
中型、大型も各種取揃えています
海上電機株式会社
神戸市生田区明石町32　電話 391－4301

養魚の調餌と造粒は
コウベヒラガのミートチヨッパーで
養魚用ミートチヨッパー№32から№72まで各種製作しています。
又最近の人工餌料需要の増加にともない生魚と人工餌料をよく練り合せ造粒装置付チヨッパーで給餌することもできます。
（御一報次第カタログ贈呈いたします）
ミートチヨッパーとプレート，ナイフの専門工場
株式会社 平賀工作所　神戸市長田区水笠通3丁目8　TEL 代表神戸(078)62－1527

船舶主機用3～1200馬力・船舶補機用3.5～1200馬力
底曳漁業の省力化に
たくましい力を――！
ヤンマーディーゼル
3ME15形〈15馬力〉　3M15形〈15馬力〉　2ES15形〈15馬力〉
ヤンマーディーゼル株式会社　本社・大阪市北区茶屋町62　郵便番号530
支店　札幌・仙台・東京・金沢・名古屋・高松・広島・福岡

五月一日から改正の 印紙税率一覧

五月一日から印紙税の改正税率が適用される。おもな改正点だが、①売上代金の受取書が一律定額課税となっていたのを階級定額課税に切り替えた②階級定額税の不動産譲渡契約書、手形などについて税率を見直した③その他、引き続き一律定額課税されるものについて税率を引き上げた④免税点について受取書の一万円未満を三万円未満に引き上げた――など。改正税率は別表のとおりだが、作成者に代わって申告、納付することができる文書の範囲印紙税納付計器で納付印を押すことができる文書の範囲も広げられた。

印紙税の改正税率

号別	課税文書	税率 現行	税率 改正
1	① 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 ② 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 ③ 消費貸借に関する契約書 ④ 運送に関する契約書（用船契約書を含む。）	契約金額 10万円以下　50円 10万円超　50万円以下　200円 50 〃　100 〃　500円 100 〃　500 〃　1,000円 500 〃　1,000 〃　2,000円 1,000 〃　5,000 〃　5,000円 5,000 〃　1億円以下　1万円 1億円超　2万円 記載金額のないもの　50円	契約金額 10万円以下　50円 10万円超　50万円以下　200円 50 〃　100 〃　500円 100 〃　500 〃　1,000円 500 〃　1,000 〃　3,000円 1,000 〃　5,000 〃　1万円 5,000 〃　1億円以下　2万円 1億円超　5万円 記載金額のないもの　50円
2	請負に関する契約書	契約金額 100万円未満　20円 100万円以上　200万円以下　200円 200万円超　300 〃　500円 300 〃　500 〃　1,000円 500 〃　1,000 〃　2,000円 1,000 〃　5,000 〃　5,000円 5,000 〃　1億円以下　1万円 1億円超　2万円 記載金額のないもの　20円	契約金額 100万円以下　50円 100万円超　200万円以下　200円 200 〃　300 〃　500円 300 〃　500 〃　1,000円 500 〃　1,000 〃　3,000円 1,000 〃　5,000 〃　1万円 5,000 〃　1億円以下　2万円 1億円超　5万円 記載金額のないもの　50円
3	約束手形又は為替手形	手形金額 20万円以下　20円 20万円超　30万円以下　30円 30 〃　50 〃　50円 50 〃　100 〃　100円 100 〃　200 〃　200円 200 〃　300 〃　300円 300 〃　500 〃　500円 500 〃　1,000 〃　1,000円 1,000 〃　5,000 〃　2,000円 5,000万円超　3,000円 一覧払等のもの　20円	手形金額 50万円以下　50円 50万円超　100万円以下　100円 100 〃　200 〃　200円 200 〃　300 〃　300円 300 〃　500 〃　500円 500 〃　1,000 〃　1,000円 1,000 〃　2,000 〃　2,000円 2,000 〃　3,000 〃　3,000円 3,000 〃　5,000 〃　5,000円 5,000 〃　1億円以下　1万円 1億円超　2万円 一覧払等のもの　50円
4	物品切手	券面金額 1,000円以下　30円 1,000円超　1,000円又は端数ごとに　30円 記載金額のないもの　20円	券面金額 1,000円以下　50円 1,000円超　1,000円又は端数ごとに　50円 記載金額のないもの　50円
5	株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券	券面相当金額 100万円未満　20円 100万円以上　500万円未満　100円 500万円以上　500円	券面相当金額 100万円以下　50円 100万円超　500万円以下　100円 500 〃　1,000 〃　500円 1,000 〃　1,000円
6 7	合併契約書 定款	1,000円	1万円
8	継続的取引の基本契約書	200円	1万円
9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	預貯金証書 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券 保険証券 信用状 信託行為に関する契約書 永小作権、地役権、無体財産権の実施権等い設定又は譲渡に関する契約書 債務の保証に関する契約書 賃貸借又は使用貸借に関する契約書 委任状又は委任に関する契約書 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書 物品又は有価証券の譲渡に関する契約書 債権譲渡又は債務引受に関する契約書 配当金領収証又は配当金振込通知書	20円	50円
22	金銭又は有価証券の受取書	20円	受取金額 30万円以下　50円 30万円超　100万円以下　100円 100 〃　200 〃　200円 200 〃　300 〃　300円 300 〃　500 〃　500円 500 〃　1,000 〃　1,000円 1,000 〃　2,000 〃　2,000円 2,000 〃　3,000 〃　3,000円 3,000 〃　5,000 〃　5,000円 5,000 〃　1億円以下　1万円 1億円超　2万円 売上代金以外等のもの　50円
23	預貯金通帳、保険料通帳等	20円	50円
24	1、2、16、18、19、22号文書の事項を付けこんで証明する通帳	40円	100円
25	判取帳	400円	1,000円

22号の金銭又は有価証券の受取書を定額課税から階級定額課税に切りかえることに伴い、中小企業者の負担を軽減するため、受取書の免税点を現行1万円未満から3万円未満に引上げることとする。

油濁救済急げ
ねばり強く政府に迫る
進まぬ具体策に要望書

全漁連は三月二十二日、油濁被害関係漁連担当主任者会議を開き、昨年末の石油危機にともなう経済界の混乱で漁業被害救済制度の具体化がいっこうに進まないところから、今後の運動の進め方について協議した。

その結果、全漁連がすでに関係方面に提出した要望書の趣旨にそれぞれ現地の具体的状況を加味した要望書を提出、ねばり強く継続的に運動を進めることを決めた。

全漁連の要望書は三月十五日の全国漁連、信漁連、指導漁連会長会議で採択された「油濁救済制度創設促進に関する決議」にもとづくもので、同決議は次のとおり。

× × ×

油濁事故による漁業被害は、件数、被害額ともに年々増加の傾向にあり全国の漁業者にとって最大の圧迫要因となっている。とくに原因不明の油濁被害は大きく漁業者を圧迫しているだけでなく漁場復旧諸費まで漁業者に一方的に負担させる状況を招来している。

これに対し政府は、長年にわたる漁業者の要望を受けて、ようやく四十九年度予算において漁業油濁被害対策費補助金約四千万円を計上し原因不明の油濁による漁業被害救済制度の創設を意図するところとなったが、石油危機に伴う経済界の混乱によりその具体化が遅々として進まない状況にある。

これはわれわれ漁業者が今回の政府構想に対し立法措置および基金出資など国の全面的取り組みの姿勢の弱さという問題点を指摘しつつも、現行のごとく対策皆無という実情を前に一定の前進を認めこれを評価し、期待する立場をさ折せしめるものにほかならない。

よって政府は油濁救済制度創設に対する漁業者のし烈な要望を無にすることなきよう関係経済界に対する強力な指示を通じ、当面、政府構想にもとづく油濁救済制度を四十九年度において早急に発足せしめることを強く要請する。

沿岸漁場整備開発法
5月17日より公布施行
―漁場づくりに長期路線―
世界的食糧事情の観点からの動物性蛋白質の必要性高まる

去る五月十七日、沿岸漁場整備開発法案が参議院を通過し、公布施行した。

この法律は、今日における沿岸漁業が漁場環境の悪化により著しく衰退をみせているが、一方、水産物に対する国民需要は生活水準の向上と共に多様化、高度化しつつ増大しており、懸念される食糧欠乏時代を招来する前に何とか、国民食糧を安定的に確保しようとして、沿岸漁場を整備開発し、生産力の増大と安定供給を図ろうというものである。

しかし一漁民からみれば「今となって法律を制定して実際どれだけ効果があるんだろう。遅すぎる」という気もする。

十数年来、漁民は今日の事態を予測し、再三再四訴えつづけてきたにもかかわらず、沿岸漁業の位置づけは皆無に等しく数年前GNP第2位の代償となった今日の物価狂乱時代にあって生活保障もなく、油代、資材代の大型損失額を魚価に転嫁することすらできないという不合理に対し何ら救済の手をのべようとしない政府施策に対し、漁民は強い不満と怒りを感じているのではないか。

一流企業を驕致し、高度成長政策一辺倒で、「企業は神様」と優遇した結果が、今日の荒廃した海、重金属物質で汚染された沿岸漁場を生みだした。その反省と自覚なくして、果してこの法が真に漁業繁栄のため運用されるのだろうか……。

お わ び
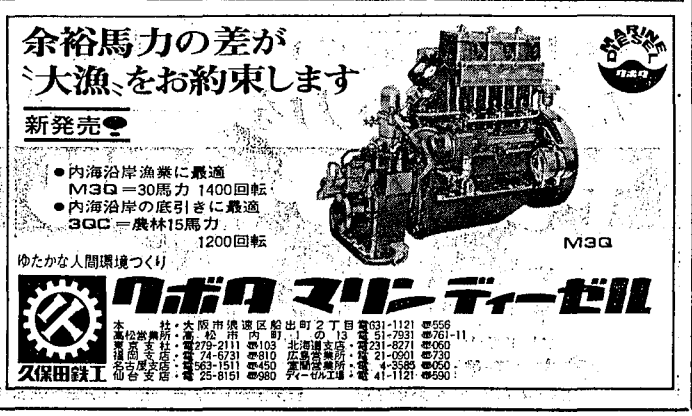
毎月掲載で好評の「漁況と海況」を、本月は紙面の都合により、来月掲載いたします　ご了承下さい。